

金銭信託(自由型)《オールウェイズ》約款

第1条(信託目的・受益者・追加信託)

- (1) 委託者は、通帳または別途交付する書面(法令の定めに従い、委託者の承諾を得た場合には、書面の交付に代えて電磁的方法により提供することができるものとします。以下同じ)に記載の金銭(以下、この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」という)を受益者のために利殖する目的で信託し、当行は受託者としてこれを引受けました。
- (2) この信託の受益者は委託者となります。委託者は受益者を指定または変更することはできません。
- (3) この信託には、第12条第1項第3号に分配を定める収益金を除き、信託金を追加することができません。

第2条(信託契約日・証券類の受入れ)

- (1) この信託契約は、当行が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (2) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ、当店で返却します。

第3条(信託期間)

信託契約の期間は、通帳または別途交付する書面に記載の信託契約日に始まり、第14条各号に定める信託の終了事由が発生した日をもって終了するものとします。

第4条(合同運用)

- (1) 当行は、信託金を、この信託約款に基づき信託される他の信託金と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産(以下「合同運用財産」という。なお、本信託約款において「信託財産」とは信託金およびその運用により取得した財産をいう)について生じた損益は、第12条、第15条および第17条に定める方法により、各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

第5条(運用)

- (1) 当行は、利息等の安定的な収入の確保により合同運用財産の成長を図ることを目的として、合同運用財産に属する金銭を、主として、当行を受託者とする「指定金銭信託(合同・流動化商品マザー口)」(以下「マザーファンド」といいます)を通じて、当該マザーファンドの信託約款に基づく他の信託金と合同して、第2項ないし第7項に定める運用をします。なお、マザーファンドを通じて運用する場合、マザーファンド信託約款に基づく3種類の信託受益権(A受益権、B受益権、C受益権)のうちA受益権を取得するものとします。また、当行は、合同運用財産の一部を、流動性に資する目的で、マザーファンドを通じることなく第3項各号に掲げる資産、または合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定に運用します。
- (2) 当行は、合同運用財産を次の各号に掲げる資産に運用します。ただし、取得時において、特定格付(第9項第1号に掲げる「特定格付」をいう。)が付された資産のうち、満期までの期間が10年以内のものに限ることとします。
 - ① 信託受益権および信託受益証券(みずほ信託銀行を受託者とするものを含みます)
 - ② 資産担保債券、資産担保コマーシャルペーパー
 - ③ 国債、地方債、社債、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
 - ④ コマーシャルペーパー
 - ⑤ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
- (3) 当行は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認めた場合には、前項にかかわらず、合同運用財産を次の各号に掲げる資産に運用します。ただし、当行は次の各号に掲げる資産のほか、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定に運用することができます。
 - ① 前項各号の資産のうち、満期までの期間が1ヵ月以内または随時解約もしくは換金可能な資産であって、取得時に

- ② 取得時において適格格付を有する金融機関に対する満期までの期間が1ヵ月以内もしくは随時解約可能な預金またはコールローン
- ③ 前各号と同等の流動性および安全性を有するものとして当行が適当と認めた資産
- (4) 当行は、合同運用財産に属する有価証券を、貸付に運用することがあります。ただし、運用する期間は1ヵ月以内とし、貸付先は適格格付を有する者に限ります。
- (5) 当行は、合同運用財産に属する資産について、当該資産の価格変動等のヘッジのため、金利・有価証券に係る先物取引・指数先物取引・オプション取引・スワップ取引その他これらに類する取引を行うことがあります。
- (6) 当行は、前2項に掲げる取引、有価証券の売買取引その他第2項および第3項各号に掲げる財産の取得・処分にかかる取引、為替取引等合同運用財産の運用に必要な取引(取引の委託を含む)を、合同運用財産の効率的な運用に資するものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、当行の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含む)、当行の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、同法第22条第2項により読み替えられる場合を含む。以下同じ)、第7条に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との間で行うことがあります。
- (7) 当行は、合同運用財産に属する資産を担保に供して借入をすることがあります。この借入金は合同運用財産に属し、この信託金と同一の方法により運用します。
- (8) 第1項および第3項において、当行の銀行勘定に運用する場合、当行は当行店頭に表示(揭示、備置き等)による方法を含む。以下同じ)する利率で付利します。
- (9) 本条において、「特定格付」および「適格格付」とは次の各号に定める通りとします。
 - ① 特定格付とは、次のアからオに掲げる格付機関(当該機関の営業を譲り受け、または承継した者を含む。以下同じ)が付した当該アからオまでにそれぞれ定める格付およびこれらと同等と当行が認めた格付をいいます。
 - ア. 株式会社格付投資情報センター
AAA、a-1+
 - イ. 株式会社日本格付研究所
AAA、J-1+
 - ウ. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
Aaa、P-1
 - エ. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス
AAA、A-1+
 - オ. フィッチ・レーティングス・リミテッド
AAA、F1+
 - ② 適格格付とは、第1号の特定格付のほか、次のアからオに掲げる格付機関が付した当該アからオまでにそれぞれ定める格付およびこれらと同等と当行が認めた格付をいいます。
 - ア. 株式会社格付投資情報センター
AA+、AA、AA-、A+、A、A-、a-1
 - イ. 株式会社日本格付研究所
AA+、AA、AA-、A+、A、A-、J-1
 - ウ. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3、P-2
 - エ. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス
AA+、AA、AA-、A+、A、A-、A-1
 - オ. フィッチ・レーティングス・リミテッド
AA+、AA、AA-、A+、A、A-、F1

第6条(信託の登記・登録の留保等)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために当行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる

信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- (4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第7条(信託業務の委託)

- (1) 当行は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者(当行の利害関係人を含む)に委託することがあります。
- ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務:金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
 - ② 信託財産に属する有価証券の運用にかかる業務:金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者
 - ③ 金銭債権の回収にかかる業務:法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当行は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から以下に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
- ① 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
 - ② 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 - ③ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
 - ④ 委託先に対する委託料が、委託業務の内容、取引慣行および受託者責任の適切な履行の観点に照らして相応の水準であること。
- (3) 当行は、前項に定める委託先の選定にあたっては、委託を実施する部署において委託先が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを精査し、内部管理に関する業務を所管する部署において確認の上、委託を実施する部署の決裁権者が決定します。
- (4) 前3項にかかわらず、当行は以下の業務を、当行が適当と認める者(当行の利害関係人を含む)に委託することができるものとします。
- ① 信託財産の保存にかかる業務
 - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - ③ 当行(当行から指図の権限の委託を受けた者を含む)のみの指図により委託先が行う業務
 - ④ 当行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第8条(競合行為)

- (1) 当行は、当行が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」という)について、当行の銀行勘定または当行の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、当行の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (2) 当行は、前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当行は、同項の競合行為を行うことが法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第9条(元本補てん・利益補足・予定配当率)

- (1) 当行は、運用対象資産の市場価格(金利等)の変動、運用先の信用状況悪化等により、信託金の元本に欠損が生じた場合の信託金の元本の補てん、および利益の補足は行いません。
- (2) 当行は、合同運用財産の状況および金融情勢等を勘案のうえ予定配当率を決定し、当行店頭に表示することにより受益者に示します。予定配当率は、第12条第1項に定める計算期間中においても変更することがあります。予定配当率は、毎月3回以上見直します(原則として、毎月6・16・26日より、見直し後の新しい予定配当率を適用します。ただし、合同運用財産の状況および金融情勢等が変化した場合など当行が必要と認めたときは、随時見直しを行い、予定配当率を変更します)。
- (3) 受益者に分配する収益金の額は、第12条、第15条および第18条に定める方法により計算されるものとします。受益者に示した予定配当率は、それによる収益金の支払いを当行が保証するものではありません。

第10条(租税・事務費用)

当行は、信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を、信託財産の中から支払います。

第11条(収益金の計算日)

この信託は、毎年3月・9月の各25日(以下「計算期日」という)およびこの信託の終了日において、受益者の収益金の額を計算します。

第12条(収益金の分配等)

- (1) 毎計算期日における前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間(以下「計算期間」という)に、合同運用財産に関して、受領した配当金、利息、手数料およびこれらに類する収益並びに合同運用財産について実現した売却益(償還益を含みます。)の各金額の合計額から当該計算期間に合同運用財産から支払った第10条に定める租税・事務費用、利息、第15条の定めに従って信託契約の解約に際して支払った収益金、およびこれらに類する費用並びに合同運用財産について実現した売却損(償還損を含みます。)の各金額の合計額を控除した残額をこの信託の利益とし、この信託の利益は次の順序により当該計算期日に処理します。
- ① 合同運用財産に属する信託金の元本に対し信託報酬率(第13条第1項の定めにしたがい当行が決定する率をいう。以下同じ)を乗じて求められる信託報酬(ただし円未満の端数は切り捨てます)を当該計算期日に控除します。
 - ② 信託金の運用により取得した資産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
 - ③ 前各号の処理を行った後の残額(以下「純収益額」という)は、合同運用財産に属する各信託金の受益者に対する収益金として、各受益者毎に計算される予定配当額で按分比例して分配します。なお、予定配当額は、当行が前回計算期日の翌日(ただし前回計算期日の翌日以降受け入れた信託金については、その信託契約日)以降に当行が示した予定配当率と、当該予定配当率に対応するそれぞれの期間における信託金の元本平均残高により計算される額とします。
- (2) 前項第3号の収益金の分配にあたっては、当該計算期日の翌日以後に金銭で支払い、その金銭は各受益者からの追加信託金とします。なお、収益金の支払いが当該計算期日の翌日以後となったときも、収益金に付利はしません。

第13条(信託報酬率)

- (1) 前条第1項第1号に定める信託報酬率は、同条同項に定めるこの信託の利益から、同条同項第2号に定める損失および同条同項第3号に定める各受益者毎に計算される予定配当額の合計額を控除した額を、当該計算期間における信託金の元本総額の平均残高で除した率(年率換算後)とします。ただし、年率3%を上限、年率0.01%を下限とします。
- (2) 合同運用財産をマザーファンドの信託受益権に運用する場合、前条第1項および前項に定める信託報酬とは別途の信託報酬を、マザーファンドの信託約款にしたがい支払います。

第14条(信託の終了)

- (1) この信託は、次の事由が生じた場合には終了します。
- ① 受益者からの信託金の全部解約のお申し出による解約があったとき(ただし、第16条に定める支払停止の場合を除く)
 - ② 第17条に定める強制終了があり、合同運用財産に属するすべての資産を換金処分し受益者に交付したとき
 - ③ 次条に定める解約
- (2) 前項に基づきこの信託が終了したときは、当行は最終計算書を作成し、受益者に承認を求めるものとします。ただし、第17条に定める強制終了があったときは、同条第3号に定める臨時計算日における信託の計算をもって最終計算に代えることができるものとします。また、当行が受益者に対し承認を求めた日から1ヵ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第14条の2(反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)

- (1) 当行は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
- ① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団

等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)、また次のいずれかに該当すると認められる場合
ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次のアないしオに該当する行為をした場合

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

オ その他アないしエに準ずる行為

④この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(2)第24条に基づく受益権の譲渡または質入に際しては、本条第1項第2号のいずれかに該当する者、もしくは同項第3号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益権の譲渡または質入を行ってはならないものとします。

第14条の3(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

(1)当行は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、この信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、この信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

第15条(信託財産の交付)

(1)受益者から全部解約のお申し出があったときは、当行はお申出日に、信託金の元本および収益金を、合同運用財産に属する金銭をもって支払います。なお、この場合の収益金は、前回計算期日の翌日(ただし前回計算期日の翌日以降受け入れた信託金については、その信託契約日。以下本条において同じ)からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日以降に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの当該予定配当率に対応するそれぞれの期間における信託金の元本平均残高により計算するものとします。

(2)受益者から一部の解約のお申し出があったときは、当行はお申出日に、お申し出の額を、合同運用財産に属する金銭をもって支払います。

(3)第14条第1項第3号に掲げる事由により信託が終了したときは、解約を実施する日に、前回計算期日の翌日から解約を実施する日の前日までの日数、前回計算期日の翌日以降に当行が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約を実施する日の前日までの当該予定配当率に対応するそれぞれの期間における信託金の元本平均残高により計算した収益金と信託金の元本を、受益者が指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって支払います。

(4)本条第1項または第2項のお申し出のとき、もしくは第3項による信託の終了のときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳(無通帳式の場合を除く。通帳が複数冊にわたる場合はそのすべて)とともに当行に提出してください。

なお、第14条第1項第3号に掲げる事由による信託の終了の場合には、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第16条(支払停止)

(1)当行は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、前条第1項および第2項の定めにかかわらず、受益者から解約のお申し出があっても、これに応じないこと(以下「支払停止決定」という)があります。

①合同運用財産の計算期日において、第12条第1項第1号および同条同項第2号の処理を行った結果、純収益額が負の値(以下「信託損失」という)となるとき

②合同運用財産につき、計算期間において信託損失が発生することが明らかであると当行が認めたとき

③合同運用財産の総額が6ヵ月間連続して100億円を下回り、運用に支障をきたすことが明らかであると当行が認めたとき

④合同運用財産において即時換金可能な資産が減少し、金銭をもって各受益者からの解約のお申し出に応じられないとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めたとき

⑤合同運用財産に属する資産に元本毀損が生じたとき、またはその状況となることが明らかであると当行が認めたとき

⑥マザーファンドの強制終了が決定されたとき

(2)当行は、前項に定める支払停止決定をしている期間中、受益者からの解約のお申し出に応じることなく、支払停止決定時点ですでに受付済の解約に係る支払いを除き支払いを停止します。

第17条(強制終了)

当行は、前条に定める支払停止決定をした場合において、必要があると認めたときは、次の各号の定めに従いこの信託約款に基づくすべての信託契約を解約します(以下、「強制終了」という)。

①当行は、強制終了を決定したときは、すみやかにその旨を知れたるすべての受益者に書面をもって通知し、店頭に表示します。

②当行は、強制終了を決定したときは、合同運用財産に属する資産を換金処分するものとします。なお、取引所の相場がない資産の売却にあたっては、当行は複数の購入希望者より価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。

③当行は、強制終了を決定した時から6ヵ月以内の一日を定めて、第18条の定めにしたがって信託の計算を行い(当該計算を行う日を「臨時計算日」という)、臨時計算日以降の一日(以下「一括償還日」という)を定めて、全受益者に対し、信託金および収益金を、受益者名義の普通預金口座(ただし、当行本支店の口座とします。以下同じ)に入金する方法により、合同運用財産に属する金銭をもって一括交付します。ただし、臨時計算日において合同運用財産に換金処分が未了の資産があるときは、合同運用財産に属する金銭を、臨時計算日において計算される各受益者毎の財産額(信託金の元本と第18条の定めにしたがい計算される収益金の合計額をいう)で按分比例して一括償還日にそれぞれ交付し、残余については、以後一定の期間毎に同様の計算を行い、当該計算を行った日以降交付日を設けて、同様の方法で合同運用財産に属する金銭を交付します。

④前項ただし書の場合においては、まず元本に充当し、残余があれば収益金として交付するものとします。

⑤第3号に掲げる金銭の交付に際して受益者名義の普通預金口座(ただし、当行本支店の口座とします。以下同じ)がないときは、当行は、交付する金銭の保管のため、当行の別段預金口座に入金するものとします。なお、この場合、別段預金口座で預りとなっている旨を書面で連絡します。

⑥前各号の定めにしたがい合同運用財産に属するすべての資産を換金処分し受益者に交付したとき(合同運用財産に属する金銭の最終交付日)に、信託は終了します。

第18条(臨時計算)

(1)前条第3号に定める臨時計算日においては、前回計算期日の翌日から臨時計算日までの期間(以下「臨時計算期間」という)に、合同運用財産に関して、受領した配当金、利息、手数料およびこれらに類する収益並びに合同運用財産について実現した売却益(償還益を含みます。)の各金額の合計額から臨時計算期間に合同運用財産から支払った第10条に定める租税・事務費用、利息、第15条の定めに従って信託契約の解約に際して支払った収益金、およびこれらに類する費用並びに合同運用財産について実現した売却損(償還損を含みます。)の各金額の合計額を控除した残額をこの信託の利益とし、この信託の利益を次の順序により臨時計算日に処理します。

①信託報酬(ただし円未満の端数は切り捨てます)を控除します。

- ②信託金の運用により取得した信託財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
- ③前各号の処理を行った後の残額を、各受益者に対する収益金として、各受益者毎に計算される予定配当額で按分比例して帰属させるものとします。
- (2)前項第1号および第2号の処理を行った後の残額が負の値(以下本条において「信託の損失」という)となったときは、当該臨時計算期間における信託の損失は、これを繰越し、次の計算においてこの信託の利益の額から減算するものとします。
- (3)第1項第3号の場合において、各受益者に帰属する額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数の合計額を「分配準備積立金」として繰越し、次の計算においてこの信託の利益の額に加算するものとします。

第19条(受益者への報告事項等)

- (1)当行は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付するものとします。ただし、法令の定めに従い、受益者の承諾を得た場合には、書面の交付に代えて電磁的方法により提供することができるものとします。
 - ①第12条第1項第3号により分配する収益金の額および支払方法を記載した書面
 - ②信託終了時の最終計算を記載した書面
 - ③金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書
 - ④金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当行の銀行勘定、当行の利害関係人、第7条第1項に定める委託先およびその利害関係人、または他の信託財産との取引の状況を記載した書面
- (2)当行は、前項第3号の書面交付により、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3)当行は、信託法第31条第3項の通知に代えて第1項第4号の書面を交付するものとし、信託法第31条第3項の通知は行わないものとします。
- (4)受益者は、信託法第37条第2項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5)委託者と受益者が異なる場合において、当行は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6)当行は、この信託約款に定めのあるもののほかは、信託法に定める受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

第20条(善管注意義務)

- (1)当行は、この契約の本旨にしたがい善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、一切の損害について責任を負いません。
- (2)当行がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3)前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当行が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当行が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと当行が認める場合は、この限りではありません。

第21条(権利の消滅)

第12条、第15条および第17条において、当行の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託契約日の後10年間当行に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当行に帰属するものとします。

第22条(信託約款の変更)

- (1)当行は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できるものとします。
- (2)当行が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。

- (3)前項において委託者または受益者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。
- (4)第2項の公告は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第35条に定める方法により行います。
- (5)この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第23条(受託者の変更等)

- (1)受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (2)委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
- (3)この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

第24条(譲渡・質入の禁止)

- (1)この信託の受益権は、当行の承諾がなければ譲渡または質入をすることができません。
- (2)当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

第25条(印鑑届出・印鑑照合)

- (1)委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の印鑑は、委託者からあらかじめ当行に届出るものとします。
- (2)当行が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第26条(届出事項の変更・通帳の再発行)

- (1)次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに当行にお申し出のうえ、当行所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ①通帳または印章の喪失もしくは毀損
 - ②印章、名称、住所、通知先その他の届出事項の変更
 - ③委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約の関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の重要な変更
- (2)前項の場合、当行は、信託金もしくは収益金の支払いまたは通帳の再発行を当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)通帳を再発行する場合には、当行店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第27条(成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第28条(通知のみなし到達)

- (1)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2)前項の規定は、当行が委託者、または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

第29条(新法の適用・引用条文等の変更)

- (1)本信託には新法(信託法(平成18年法律第108号))および信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)による改正後の法律)が適用されるものとします。
- (2)法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

以上